

令和3年5月13日

県内事業者 様

長崎県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（依頼）

日頃から、県政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、5月13日に感染段階ステージを「ステージ4」から「ステージ5（県下全域における感染者の急速な増加）」に引き上げるとともに、長崎市が県全体のステージを押し上げており、医療が逼迫状況にあることから、県下全域に医療危機事態宣言を発令し、長崎市の緊急事態宣言は継続することとし、県民の皆様へ下記のとおりご協力をお願いしたところです。

つきましては、5月13日に知事から県民の皆様へお願いした新型コロナウイルス感染症への対応についてご確認のうえ、取組の徹底をお願いいたします。

特に、職場関連の感染事例が増加していることから、事業所における感染防止対策について、経営者自らが認識し、さらに、従業員まで周知徹底を図られますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

◎医療危機事態への対応について

長崎市の病床使用率が100%に近づき、他の医療圏域でも同市の患者を受け入れる中で、県全体の病床使用率も6割を超えるなど、医療提供体制が危機的な状況にあることから、県下全域に「医療危機事態宣言」を発令するとともに、必要な対応策を講じる。

○県民の皆様へ、引き続きのお願い

①変異株の拡大により感染リスクが高まっており、3密のみならず1密でも感染した事例が確認されています。

また、依然として県外由来の感染源が多く、家庭内感染や職場内の感染につながって

いる事例も多いことから、大切な家族や同僚を守るため、感染防止対策の徹底に最大限の注意をお願いします。

- ・マスクの着用、手指消毒の徹底、3密（密閉・密集・密接）の回避
- ・場面の切り替わりや共用部分（ドアノブ等）の接触に注意し、こまめに消毒等を実施
- ・家庭内でも、具合が悪い方がいる場合はマスクを着用
- ・無症状でも他に感染させるおそれがあることを自覚し、慎重に行動

②医療危機事態宣言の発令に鑑み、特に医療が逼迫している長崎市の皆様には、感染リスクを減らすため、真にやむを得ない場合を除き外出自粛の徹底をお願いします。

【参考】緊急事態宣言に伴う要請・協力依頼

- ・不要不急の外出自粛（やむを得ない外出の際も最少人数で）
- ・飲食店等における営業時間短縮
- ・イベント開催の中止や延期等の検討
- ・運動施設や遊技場などの営業時間短縮等

③長崎市以外の地域においても、感染が急速に拡大していることから、外出や人との接触の機会を極力減らしていただくとともに、感染防止対策の徹底をお願いします。

④県外や長崎市との不要不急の往来は控えてください。

やむを得ず県外と往来された方は、2週間は会食や人との接触を極力避けてください。

⑤家族以外との会食（屋外でのバーベキュー等を含む）は控えてください。

⑥カラオケの利用は控えてください。

○事業者の皆様へ、引き続きのお願い

①在宅勤務等を推進し、出勤者の半減にご協力ください。

②従業員同士や出張先での会食は控えてください。

③職場での感染事例が増加していることから、従業員の健康管理（N-CHAT 活用等）の徹底をお願いします。

④飲食店における第三者認証制度の導入に向け準備を進めますので、ご協力をお願いします。